

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「DNPグループビジョン2015」に基づく会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、さまざまなビジネスチャンスに果敢に挑戦するとともに、社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などのステークホルダーから信頼されることが、今後の事業競争力の向上に不可欠であると認識しています。そのためには、内部統制システムを含めたコーポレートガバナンスの充実、経営上の重要課題であると考えています。

的確な経営の意思決定、それに基づく適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督・監査を可能とする体制を構築・運用するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるため研修・教育を徹底し、総合的にコーポレートガバナンスの充実を図るよう努めています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

当社は、2018年6月1日に公表された改訂コードの各原則について全てを実施しています。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社が、他社の上場株式を取得するのは、営業政策上の得意先との関係強化や、新技術・新製品の共同開発先との連携強化を目的としています。保有する個々の上場株式については、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて具体的に精査し、保有の意義・目的について、定期的に検証を行っています。その結果、保有の意義がないと判断した上場株式については、売却を進めています。

このような保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化・連携強化を通じて、当社の業績及び企業価値を高めることに資するか否か、並びに当該保有先の企業価値の向上に資するか否かを判断基準としています。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社では、毎年、会社法等に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けています。また、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を受けています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の企業年金制度の資産運用は、「制度面」と「財政面」の両方を踏まえて運営しており、前者は人事・労務関係の人材、後者は経理関係の人材が適任と考えています。大日本印刷企業年金基金では、資産運用の責任者として「運用執行理事」が、また実務担当者として「事務長」が、その任にあたり、全社的な人事ローテーションの中で、「運用執行理事」には、兼任で経理部門の管理職クラスを、「事務長」には、専任の立場で人事・労務部門の管理職クラスを配置しています。

なお、運用機関や運用商品の選定にあたっては、会社から独立した基金の資産運用委員会で決定し、代議員会に報告、承認を得る仕組みになっています。(資産運用委員会は、適切な管理運営を行なうため、事務局の他、加入者側の立場で労働組合の役員、会社側の立場で経理部門、人事・労務部門の責任者が出席メンバーとなっています。)

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、1876年の創業時、「文明の業を営む」という理念を掲げ、出版印刷を中心に事業を展開し、戦後1951年に打ち出した「再建5か年計画」に基づき「拡印刷」を推進することで、世界でも稀な総合印刷業へ変革してきました(“第二の創業”)。そしていま、大きな時代の変化の中で“第三の創業”の実現に挑戦しています。“DNPグループは、人と社会をつなぎ、新しい価値を提供する”ことを「企業理念」として掲げる「DNPグループビジョン2015」を定め、“知とコミュニケーション”、“食とヘルスケア”、“住まいとモビリティ”、“環境とエネルギー”の4つを成長領域として位置付け、この領域に対し、印刷(Printing)と情報(Information)の強みを組み合わせた「P&Iイノベーション」により、既存事業の選択と集中、さらに新規ビジネスの開発による新しい価値の創造に注力しています。成長領域における事業化の推進、具体的な事業ポートフォリオや各事業部門の戦略については、「DNPグループ統合報告書 2018」に記載しています。

<https://www.dnp.co.jp/ir/library/annual/>

当社は、将来の事業展開に備えて、財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図っていきます。内部留保資金は、今後の新製品・新技術の研究開発にかかわる投資、新規事業展開のための設備投資、戦略的提携やM&A、それらを支える人材投資などに充当し、さらに資金需要や市場動向をみながら、弾力的な資本政策を実施してまいります。

また、当社は、株主への利益還元を経営の重要政策と位置づけており、利益の配分については、株主へ安定配当を行うことを基本とし、業績と配当性向などを勘案して実行してまいります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しています。

業務執行取締役の報酬は、月額報酬(固定)と賞与(業績連動)から構成され、月額報酬は、基本的に役位を基準とし、担当する職務、責任等の

要素を勘案して決定しており、賞与は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案して決定しています。

また、業務執行取締役については、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、月額報酬の一部を当社役員持株会に毎月拋出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。

社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみとしています。

各取締役の報酬については、構成員を独立社外役員とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会で審議・決定しています。

なお、執行役員の報酬については、基本的に、上記の業務執行取締役の報酬に準じた方針及び手続に沿って、決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名にあたり、構成員を独立社外役員とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会で審議・決定します。なお、監査役候補の指名については、取締役会の決定前に、監査役会の同意を受けます。

経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補の指名においては、その人物の人格・能力・見識・責任感・リーダーシップや、当社の企業規模や多岐にわたる事業分野において必要とされる広汎かつ専門的な知識・経験・判断力等の基準を十分考慮のうえ、企業理念の実現に向けてその職務と責任を全うできる適任者を選任しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査役候補の指名については、取締役会において議案として上程し、十分な説明がなされたうえで決定しています。取締役・監査役候補の指名については、株主総会参考書類に略歴・地位・担当・理由等を記載しています。

[補充原則4-1-1 取締役会の決定範囲と経営陣に対する委任範囲の概要]

取締役会は、法令及び定款の範囲で、取締役会決議事項及び取締役への委任事項を、取締役会規則、稟議規程、組織規則等において定めており、経営や経理に関する重要な一般稟議事項、重要な組織に関する人事稟議事項、一定金額以上の設備投資に関する設備稟議事項などの項目に従って、取締役への委任範囲が明確に定められています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役を含む独立役員の独立性基準を、取締役会で決議しています。

基準については、本報告書の下記「独立役員関係」の「その他独立役員に関する事項」に記載しておりますので、ご参照ください。

[補充原則4-11-1 取締役会の全体としての多様性及び規模に関する考え方]

当社は、多岐にわたる事業分野において迅速・的確な経営判断を行うため、それぞれの専門的知識や経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。また、経営に関する適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しています。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の他社兼任状況]

取締役・監査役の他社役員の兼任については、合理的な範囲であることとし、これを取締役会で決議しています。また、他の上場会社の兼任状況は、原則として5社以内にとどめることとし、事業報告等で開示しています。

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及び概要の開示]

当社は、年1回実施している取締役会の実効性の分析・評価プロセスに、独立した第三者機関の視点を取り入れ、客観性を確保した分析結果を取締役会で共有し、取締役会の実効性向上に努めています。

2017年4月から2018年3月までに開催された取締役会の実効性評価においては、取締役12名及び監査役5名が匿名性を確保された環境下で、前年と同じ評価項目によるアンケート項目に回答し、第三者機関が集計と分析を実施した結果、概ね実効性が確保されているとの評価が得られています。(評価項目：取締役会の意思決定・監督機能、取締役の指名・報酬制度、取締役会の運営、株主その他のステークホルダーとの関係)

なお、2018年6月開催の取締役会では、前年検討課題の一つであった取締役会における当社グループ全体の事業リスクに関する議論内容に改善傾向がみられる一方で、社外役員同士の連携に関する項目等が引き続き検討課題となっていることなど、前年との比較評価を含めた分析結果報告がなされ、今後の取締役会の更なる実効性向上を図っていくことの重要性を各取締役及び監査役が再確認しました。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社は、会社法及び「DNPグループ行動規範」に従って適切に職務を遂行するため、新任役員に対し、当社の事業全体への理解に加え、適切な投資判断に資する財務知識の習得やコンプライアンス意識を高めることの重要性について研修を実施しています。また、就任後においても、適宜、外部の専門家による講習・研修を受講・利用することができる体制としています。これらの費用負担については、会社に請求できます。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの対話が不可欠であると捉え、「DNPグループビジョン2015」において、企業理念の実現に向けた「行動指針」として“対話”を明文化して掲げています。株主からの建設的な対話の申込みについては、IRを担当する執行役員が、合理的な範囲で対応することを基本としています。

(体制)

(1)当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組として、コーポレートコミュニケーション本部にIR室を設置し、同本部担当執行役員がこれを統括しています。

(2)この統括の下、コーポレートコミュニケーション本部、法務部、有価証券部等の各部門が日常的に連携し、情報共有と課題解決に努め、株主との対話の効果を一層高めるための有機的な体制を構築し、運用しています。

(3)この体制を活かし、年2回の株主判明調査を実施することで株主構造の把握に努めながら、株主・機関投資家等とのミーティングを通じて率直な意見交換を実施するとともに、工場見学会や技術戦略セミナー等の適宜開催、IR資料の改善と当社ウェブサイトでの公表など、多様な対話手段を行っています。

(4)その結果等は、担当執行役員を通じて取締役会に報告され、経営の意思決定に活用するとともに、株主を含むステークホルダーとのさらなる建設的な対話の促進につなげています。

(5)当社は、情報開示について「ディスクロージャーポリシー」(<https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/>)を定め、自主的開示に積極的に取り組むとともに、インサイダー情報の漏洩防止に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,123,900	8.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,091,100	5.99
第一生命保険株式会社	9,264,607	3.07
自社従業員持株会	7,774,455	2.58
株式会社みずほ銀行	7,456,600	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,278,000	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,298,500	1.76
日本生命保険相互会社	4,735,588	1.57
ジェービー モルガン チェース バンク 385151	4,337,892	1.44
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリ バンク フォー デポジタリ レシート ホルダーズ	3,930,031	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の大株主の状況に関する注記

1. 上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が22,407,116株あります。
 2. 第一生命保険株式会社については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が1,882,000株あります。
 3. 株式会社みずほ銀行については、上記の他に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が3,329,000株あります。
 4. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2013年1月4日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、2012年12月24日現在で、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
- なお、当社は2017年10月1日付にて株式併合(当社普通株式2株につき1株の割合で併合)を実施していますが、下記の所有株式数は株式併合前の株数を記載しています。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称:株式会社三菱UFJ銀行
住所:東京都千代田区丸の内2-7-1
所有株式数:3,537千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.51%

氏名又は名称:三菱UFJ信託銀行株式会社
住所:東京都千代田区丸の内1-4-5
所有株式数:32,562千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:4.65%

氏名又は名称:三菱UFJ投信株式会社
住所:東京都千代田区丸の内1-4-5
所有株式数:4,037千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.58%

氏名又は名称:三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
住所:東京都千代田区丸の内2-5-2
所有株式数:2,525千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:0.36%

所有株式数 計:42,662千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計:6.09%

5. 2017年3月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社が2017年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
- なお、当社は2017年10月1日付にて株式併合(当社普通株式2株につき1株の割合で併合)を実施していますが、下記の所有株式数は株式併合前の株数を記載しています。

(大量保有報告書内容)

氏名又は名称: ブラックロック・ジャパン株式会社
住所: 東京都千代田区丸の内1-8-3
所有株式数: 11,523千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 1.74%

氏名又は名称: ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク
住所: 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク イースト52ストリート 55
所有株式数: 1,391千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.21%

氏名又は名称: ブラックロック・ライフ・リミテッド
住所: 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数: 1,541千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.23%

氏名又は名称: ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
住所: アイルランド共和国 ダブリン インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス
所有株式数: 2,318千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.35%

氏名又は名称: ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
住所: 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数: 6,554千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.99%

氏名又は名称: ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ
住所: 米国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市 ハワード・ストリート 400
所有株式数: 9,939千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 1.50%

氏名又は名称: ブラックロック・インベストメント・マネジメント (ユーケー) リミテッド
住所: 英国 ロンドン市 スログモートン・アベニュー 12
所有株式数: 1,214千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 0.18%

所有株式数 計: 34,483千株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合 計: 5.20%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、上場子会社を3社有しています。これらの上場子会社は、いずれも独自的意思決定手続に基づいて経営判断を行っており、また独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用しています。当社は、株主としての権利行使を通じて、DNPグループ全体の価値向上という目的を共有するとともに、経営の効率化に寄与できるよう、それぞれの経営に限定的に関与しています。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塚田 忠夫	学者											
宮島 司	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚田 忠夫	○	----	学識経験者としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

宮島 司	○	---	法律の専門家としての高い見識と幅広い経験等に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する助言や監督を期待できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
------	---	-----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	3	0	0	2	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、取締役・監査役候補者の指名や取締役の報酬などの重要な案件については、独立性を有する社外役員（塚田取締役、宮島取締役、野村監査役）を構成員とする諮問委員会を開催し、当該委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で決議します。
（2018年2月に、客観性・透明性をより高めるため、諮問委員会の委員を2名から3名に増員しました。）

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、期中に適時監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っています。

当社の内部監査部門である監査室は、「内部監査規程」に則り、業務執行部門から独立した客観的な視点でDNPグループの会計監査、業務監査を実施しており、その監査結果を定期的に監査役へ報告しています。また、監査役は、監査室と定期的に情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
池田 真一	他の会社の出身者													
松浦 恂	弁護士													
野村 晋右	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 真一	○	----	他社における業務経験を活かした幅広い見識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
松浦 恂	○	----	弁護士としての法律専門知識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。
野村 晋右	○	----	弁護士としての法律専門知識を有しており、社外監査役として適任であり、監査機能を強化できると考えます。 なお、同氏は後記「独立役員の独立性基準」に基づき独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

<大日本印刷株式会社 独立役員の独立性基準>

以下のいずれにも該当せず、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、総称して「当社グループ」）の業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者。なお、過去10年間に於いて、当社グループの非業務執行取締役又は監査役であったことがある者については、当該取締役又は監査役への就任の前10年間に於いて業務執行者に該当する者を含む。）
- (2) 当社グループを主要な取引先〔（注）当社グループに製品又はサービスを提供する取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者）であって、当社グループに提供する製品又はサービスの取引金額が当該取引先グループの直近事業年度における連結年間売上高もしくは総収入金額の2%の額を超える者〕とする者又はその業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先〔（注）当社グループが製品又はサービスを提供する取引先グループであって、当社グループから当該取引先グループに対する製品又はサービスの取引金額が、当社グループの直近事業年度における連結年間売上高の2%の額を超える者〕又はその業務執行者
- (4) 当社グループの主要な借入先〔（注）当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%を超える貸付を行っている者〕又はその業務執行者
- (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産〔（注）当社グループから、役員報酬以外に、直近事業年度において、年間1000万円又はその者の売上高もしくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者〕を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が団体である場合は、当該団体に所属する者）
- (6) 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (7) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (8) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
- (9) 最近（1年以内）において、上記（2）から（8）に該当していた者
- (10) 上記（1）から（5）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族）
- (11) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者）
- (12) 当社が寄付〔（注）直近3事業年度の平均で年間1000万円又は寄付先の年間総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付〕を行っている先又はその業務執行者（過去10年前から現在までに該当する者）

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	その他
-------------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行取締役の報酬は、月額報酬（固定）と賞与（業績連動）で構成しています。賞与は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案していることから、一定のインセンティブ付与を実施していると考えています。また、中長期的な企業成長と株主価値の向上に連動する報酬制度の性格を持たせるべく、月額報酬の一部を当社役員持株会に毎月拠出し自社株購入に充てるものとし、当該株式は在任期間中保有することとしています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	一部のものだけ個別開示
------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬の総額が1億円以上である者に限定して開示しています。

2018年3月期の取締役及び監査役に対する報酬の内容は以下のとおりです。

取締役及び監査役に支払った報酬

取締役 12名 1,016百万円

監査役 5名 127百万円

(注) 1. 上記金額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役197百万円）が含まれています。

2. 上記金額には、社外役員の報酬の額 5名 111百万円が含まれています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額内で算定しています。
業務執行取締役の報酬は、月額報酬（固定）と賞与（業績連動）から構成され、月額報酬は、基本的に役位を基準とし、担当する職務、責任等の要素を勘案して決定しており、賞与は、主として当事業年度の連結業績と貢献度等を勘案して決定しています。
社外取締役については、独立性確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみとしています。

各取締役の報酬については、構成員を独立社外役員とする諮問委員会の助言・提言を踏まえ、経営会議において検討・審議し、取締役会において審議・決定します。

監査役の報酬については、株主総会で承認された監査役報酬の限度内で算定しており、各監査役の報酬については監査役の協議により決定しています。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

社外取締役に対しては、当社法務部が窓口となり、定期的に情報提供の場を設けています。
監査役に対しては、その職務を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを置いており、社外監査役の職務についても補助しています。
内部監査部門である監査室及び内部統制の統括部門である企業倫理行動委員会は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に監査役へ報告しています。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

----	----	----	----	----	----
------	------	------	------	------	------

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

当社では、役員経験者が退任後、社業に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社の求めに応じて助言を行うため、一定期間、顧問（非常勤）に就任することがありますが、経営に関する権限は有しておりません。なお、当社には相談役はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、多岐にわたる事業分野に関し、それぞれの専門的知識や経験を備えた取締役が経営の意思決定に参加し、責任と権限をもって職務を遂行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としています。なお、各経営機能を分担して統括する取締役を選定して、全社的視点に立った決定と監督機能の強化を図っています。また、経営に関する的確かつ迅速な意思決定、それに基づく円滑な業務執行、及び適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画するとともに、取締役会で選任された執行役員（女性1名を含む27名）が、取締役会で決定する業務の執行につき責任と権限をもって実施できる体制としています。

当社は、経営環境の変化に対応して、最適な経営体制を機動的に構築するとともに、事業年度における経営責任をより一層明確にするために、取締役及び執行役員の任期を1年としています。

当社取締役会は、社外取締役2名を含む11名で構成され、「取締役会規則」に基づき、その適切な運営を確保しています。取締役会は原則として月1回開催され、必要に応じて執行役員が報告者として出席し、重要な経営課題について審議・決定されています。なお、経営活動の迅速性及び効率性を高めるため、専務以上の取締役で構成する経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等について検討・審議しています。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を踏まえることで、その意思決定過程の透明性を高めています。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名や法律の専門知識を有する社外監査役2名を含む5名から構成され、各監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査基準及び分担に従い、監査を実施しており、必要に応じて取締役及び執行役員等に対して、業務執行に関する報告を求めています。

2018年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名
二階堂 博文、米倉 礼二、小貫 泰志

・所属する監査法人
明治アーク監査法人

・会計監査業務に係る補助者数
公認会計士 29名、その他 11名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査役会設置会社の機関設計を採用しつつ、社外取締役や執行役員制度の導入に加えて、任意の委員会を設置・運営することで、取締役会の適正性・機動性・柔軟性を確保しています。

当社の社外取締役2名及び社外監査役3名は、当社と直接利害関係を有するものではなく、当社業務から独立した視点で経営に対する中立的な監督、監査が行われていると考えます。

社外取締役は、社内取締役に対する監督機能に加え、見識に基づく経営助言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献する役割を担っています。社外監査役は、会計監査及び業務監査双方の妥当性を高め、経営に対する監視機能を果たしています。

このようなコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資することができると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月28日開催の定時株主総会の招集通知を6月1日に発送しました。
電磁的方法による議決権の行使	定時株主総会において、電磁的方法による議決権行使は可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び株主総会参考書類の英文を、5月29日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。
その他	招集通知の発送前の5月28日に東京証券取引所及び当社ウェブサイトに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆様に対して、透明性・公平性・継続性を基本とし、適時・適切な情報開示を行うため、情報開示の基準、情報開示の方法、沈黙期間について、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。(https://www.dnp.co.jp/ir/faq-policy/disclose/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的説明会は実施していませんが、個別ミーティングを年間約120回以上実施しています。また、施設見学会、技術・戦略セミナー等を開催しています。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信(日本語版・英語版)、統合報告書(日本語版・英語版)、データブック(日本語・英語共通版)、株主通信「DNPレポート」(日本語版)、有価証券報告書などのIR資料を当社ウェブサイトのIRコーナーに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートコミュニケーション本部にIR室を設け、専任者3名の体制でIR対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業理念を実現するためのあらゆる活動の前提となり、また、自らを律し、法律はもとより高い倫理観にもとづいた行動をとり続けるための規範として「DNPグループ行動規範」を定めています。この行動規範は、当社と社会の双方にとって重要であると考えられる10テーマで構成されており、そのうちのひとつとして「人類の尊厳と多様性の尊重」を掲げ、「私たちは、人類の尊厳を何よりも大切なものと考え、あらゆる人が固有に持つ文化、国籍、信条、人種、民族、言語、宗教、性別、年齢や考え方の多様性を尊重し、規律ある行動をとります。」と規定しています。 DNPグループの全ての社員は、この「DNPグループ行動規範」の内容と精神を十分に理解して、株主や顧客・生活者、取引先、地域社会、社員を含めた社会全体に対する社会的責任を強く自覚し、強い遵法精神と社会倫理に基づいて、日々良識を持って行動しなければならないと定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR活動及び環境対応を推進する専任組織としてCSR・環境部を設け、さらにその上位組織として、本社担当取締役及び執行役員で構成するCSR・環境委員会を設置しています。CSR・環境委員会は、経営方針に則し、CSR活動及び環境対応についての方針のほか、重点テーマやそれらの中期目標・年度目標などを審議し、決定しています。CSR・環境部は、CSR・環境委員会で決議された方針やテーマ・目標に基づき、それぞれのテーマを所管する本社各部と連携し、具体的な活動を進めています。 重点テーマは、社会と当社の双方の視点で重要性を分析した上で設定しています。社会の視点での重要性については、国連「グローバル・コンパクト」の10原則、国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」の17目標・169ターゲット、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」を中心に、これらに関連する国際条約・国際協定、SRI (社会的責任投資) が重要視する社会課題、ステークホルダーからのご意見などを参考に十分な検討を行っています。当社の視点での重要性は、経営方針や事業の内容・範囲などから抽出・分析しています。これらの視点を掛け合わせ、「人権・労働」、「環境」、「責任ある調達」などの8項目を重点テーマとして定めています。活動の結果は「DNPグループCSR報告書」、「DNPグループ環境報告書」及び当社ウェブサイト等を通じて詳細に報告しています。 2017年度の主な取り組みとしては、サプライチェーン全体で社会適合性を高めていくことがより強く求められる時代において、2006年より取り組んできたCSR調達マネジメントを強化しました。その適用範囲を国内と一部の海外拠点からグローバル全体へと拡大するとともに、海外拠点のサプライヤーに対してCSR調査を実施し、各社の取り組み状況の把握を行いました。また、新興国・途上国を中心に大きな課題となっている汚職・腐敗問題について、かねてよりこうした問題に加担することがないよう取り組みを進めていますが、よりマネジメントを強化するため、贈収賄防止方針や関連する規程等の整備を進めました。加えて、環境面においては、温室効果ガス排出量削減の2030年度目標が2017年度にほぼ達成したため、改めて削減目標を設定しました。尚、この新たな目標について、パリ協定の「2℃目標」を達成するうえで科学的な根拠がある水準であると認められ、2018年7月に国際的な環境団体「Science Based Targets (SBT) イニシアチブ」の認定を取得しました。 こうした取り組みにより、社会課題に配慮し、持続可能なビジネスを展開する企業として、世界的に権威のある社会的責任投資指標「FTSE4Good Global」、「MSCI Global Sustainability Indexes」などに選定されたほか、年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が選定した3つのESG指数「FTSE Blossom Japan Index」「MSCI ジャパンESG セレクト・リーダーズ指数」「MSCI 日本株女性活躍指数」の全てに選ばれています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、企業、生活者、その他のステークホルダーによる、DNPグループに対する適正な評価及び信頼の確保に資することを目的として、「情報開示規程」を定め、適時・適切な情報開示を行っています。なかでも、株主、投資家に対する決算情報などの開示に関しては、金融商品取引法等の関係法令及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」に従い、迅速に情報の開示を行っています。 また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社への理解を得ていただくうえで必要または有用と思われる情報について、迅速かつ積極的に情報開示を行っています。その体制としては、2006年5月に「情報開示委員会」を設置し、会社情報の収集、内容、開示の方法などの審議・承認を経て迅速に公表することとしています。
その他	当社は、従来から全社的な「働き方の変革」を進めるとともに、多様な人材を活かすダイバーシティ推進に取り組んでおり、2014年には経済産業省が主催する「ダイバーシティ経営企業100選 2015」に選定されました。また、2016年には、公益財団法人日本生産性本部とワークライフバランス推進会議が主催する「ワークライフバランス大賞」を受賞しました。 現在は「多様な人材の育成」「多様な働き方」「多様な人材が活躍できる風土醸成」の3つを基本方針として、女性活躍推進法にもとづく行動計画を策定し、取り組みを進めています。この行動計画においては、女性管理職 (課長級以上) の人数を2018年度までの3年間で2倍にすることを目標とし、一層の登用促進を図ることとしています。 2018年6月1日付で「ダイバーシティ推進室」を設置し、その推進室長に当社初の女性執行役員が就任しています。 文化活動：印刷技術と連携の深いグラフィックデザインをより身近に感じていただけるよう、1986年にggg (ギンザ・グラフィック・ギャラリー) (東京・銀座) を開設し、その後、京都dddギャラリー (京都・太秦) 及びCCGA (現代グラフィックアートセンター) (福島・須賀川) も開設して、独自の展覧会や講演会を開催しています。これらの文化施設とその運営は2008年に設立されたDNP文化振興財団に引き継がれ、活動の充実を図っています。また、2006年に開設したDNPミュージアムラボ (東京・五反田) では、ルーヴル美術館、フランス国立博物館、フィンランド国立アテネウムなどのミュージアムと協働し、最新の情報技術や画像処理のノウハウを駆使して、多様な芸術文化に親しむ鑑賞方法の提供に努めています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団（DNPグループ）の業務の適正を確保するための体制の整備の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

イ. DNPグループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、原則として月1回開催される取締役会において、DNPグループにおける重要な経営課題について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。また、専務以上の取締役で構成される経営会議を設置し、経営方針、経営戦略及び経営上の重要な案件等についての検討・審議を行います。さらに、取締役の報酬や候補者の指名等については、独立性を有する社外役員で構成される諮問委員会における助言・提言を得ることとしています。

b. 当社は、DNPグループの全ての役職員の行動の規範として制定した「DNPグループ行動規範」の徹底を図ります。

c. 当社は、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」に基づき、DNPグループにおける内部統制の統括組織として企業倫理行動委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備します。

d. 当社は、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、DNPグループの内部監査及び指導を行います。

e. 当社は、DNPグループにおける内部通報の窓口である「オープンドア・ルーム」を社内外に設置し、また資料調達先及び業務委託先からの情報提供の窓口である「サプライヤー・ホットライン」を設置することにより、DNPグループの役職員の法令違反等に関する通報・情報を受け、その対応（通報者に対して不利な取扱いをしないことを含む）を行います。

（運用状況の概要）

・2017年度において、当社取締役会は、独立性を有する社外取締役2名を含む12名で構成され、11回開催し、「取締役会規則」に基づき重要事項につき審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行等を監督しました。また、経営会議を19回開催し、経営上の重要な案件について検討・審議を行いました。諮問委員会においては、取締役の報酬や候補者の指名等の重要事項について審議が行われ、助言・提言を受けました。

・「DNPグループ行動規範」をDNPグループの全ての役職員に配布するとともに、当社企業倫理行動委員会を中心に、新入社員研修などの階層別研修の機会を通じて、周知徹底を図っています。当社企業倫理行動委員会は、毎月1回開催し、DNPグループにおけるコンプライアンスに関する重要事項について適切に審議するとともに、社員又は資料調達先及び業務委託先が直接情報提供を行うことができる通報窓口を設置し、その周知・徹底を図り、適切に運営しています。当社監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務執行部門から独立した立場で、監査計画に則り、当社各基本組織及びグループ会社の内部監査及び指導を実施し、その結果は、当社代表取締役社長、当社監査役及び会計監査人に報告しています。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理について定めた規程等に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電子文書に記録し、適切に保存・管理します。

（運用状況の概要）

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ基本規程」並びに「文書管理基準」及び「電子情報管理基準」に従い、担当部門にて適切に保存・管理しています。

ハ. DNPグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

DNPグループにおけるコンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、製品安全、インサイダー取引及び輸出管理等の経営に重要な影響を及ぼすリスクについては、各リスクに対応する組織において、規程等の整備並びに各基本組織及び各グループ会社に対する検査・指導・教育を実施し、リスクの低減及び未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、速やかにこれに対応し、損失の最小化を図ります。また、当社企業倫理行動委員会の統括のもと、定期的にリスクの棚卸しを行い、経営に重要な影響を及ぼす新たなリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者を定めます。

（運用状況の概要）

当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、経営に重要な影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスクに対応すべき組織及び責任者を定めています。各専門の委員会及び本社各基本組織は、そのリスクに係るコンプライアンス評価を実施し、そのリスクの未然防止に努めており、その活動内容は、当社企業倫理行動委員会に報告しています。

ニ. DNPグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、規程等で定める範囲において、業務執行取締役から各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切な権限委譲を実施することにより、業務執行の効率化を図ります。

b. 当社は、各グループ会社が制定・整備する規程等を通じて、DNPグループにおける効率的な業務執行体制の構築を図ります。

（運用状況の概要）

当社は、業務執行取締役の権限を、「組織規則」、「職務権限規程」、「稟議規程」その他の規程等に基づき、各基本組織を担当する執行役員又は組織長へ適切に委譲し、責任体制の明確化を図っています。各グループ会社においても、各社の事業内容、規模等に照らして制定された規程等に基づき、職務権限の整備が行われています。

ホ. その他DNPグループにおける業務の適正を確保するための体制

a. 当社は、業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、各グループ会社には、これらを基礎として、規程等を制定・整備するよう指導します。

b. 各グループ会社には、前号の方針等に基づき、それぞれの事業内容・規模等を勘案して、親会社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた規程等を自律的に整備させ、各グループ会社の取締役等の重要な職務執行に関する当社への報告体制を構築・運用させるとともに、その職務執行が、法令及び定款に適合すること及び効率的に行われることを確保します。

c. DNPグループは、毎事業年度、当社各基本組織及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況を確認するとともに、その内容を当社企業倫理行動委員会に報告します。

〔運用状況の概要〕

・各グループ会社は、当社の「DNPグループ・コンプライアンス管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を基礎として、本社各基本組織の指導のもと、各社の事業内容、規模等を踏まえた規程等を制定・整備しています。また、重要な意思決定については、当社との事前協議事項又は事後報告事項を定めた「稟議規程」に基づき、当社との事前協議又は当社へ事後報告を行っています。

・当社各基本組織及び各グループ会社は、内部統制の整備・運用状況を確認し、当期末までに「部門確認書」として取り纏め、当社企業倫理行動委員会に報告しています。当社企業倫理行動委員会は、その結果について各法令等を主管する本社各基本組織に伝達し、本社各基本組織はその状況を確認し、必要に応じて、各基本組織及び各グループ会社に対して指導・教育を実施しています。

・当社監査室、当社企業倫理行動委員会、各専門の委員会その他の本社各基本組織は、当社各基本組織及び各グループ会社の内部統制の整備・運用状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行っています。

へ. 当社監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助するための専任スタッフを配置するため、監査役室を設置します。当該スタッフは、当社監査役の指揮命令のもとに職務を執行しなければならないものとし、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得るものとします。

〔運用状況の概要〕

当社は、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを1名選任しています。当該スタッフに対しては、業務執行の実効性を確保するため、適切な調査・情報収集権限を付与しており、その人事考課、異動、懲戒等については、当社監査役会の同意を得ています。

ト. DNPグループの取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社監査役は、必要に応じて、いつでもDNPグループの役職員に対して、業務執行等に関する報告を求めることができるものとし、DNPグループの役職員は、法令及び規程等に定められた事項のほか、当社監査役から報告を求められた場合は、速やかに報告を行います。

b. 当社監査役は、当社代表取締役社長及びグループ会社監査役との間で、それぞれ定期的又は随時に意見交換を行います。

c. 当社監査役の職務の執行上必要と認める費用については、当社が負担するものとし、当社監査役会は、事前・事後に当社に請求できるものとします。

〔運用状況の概要〕

・当社監査役は、DNPグループの役職員から監査に必要な情報について適宜適切に報告を受けており、DNPグループに対する監査内容及びDNPグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用状況等については、当社監査室及び当社企業倫理行動委員会からそれぞれ定期的に報告を受けています。

・当社監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、グループ会社の監査役とは、適宜連絡会を開催しています。

・当社監査役の職務に関する費用は当社に必要と認められる範囲において当社負担としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係遮断に向けた体制については、「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間ですすめます。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主全体の意思に基づいて決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断についても、最終的には、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えています。

しかし、当社株式の大量買付行為の中には、大量買付者のみが他の株主の犠牲の上に利益を得るような大量買付行為、株主が買付けに応じるか否かの判断をするために合理的に必要な期間・情報を与えない大量買付行為、大量買付け後の経営の提案が不適切である大量買付行為、大量買付者の買付価格が不当に低い大量買付行為等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方として、当社の企業理念を理解し、当社の様々なステークホルダーとの信頼関係を築きながら、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させることができる者でなければならないと考えています。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

2. 会社の支配に関する基本方針の実現のための取り組み

この基本方針に基づき、当社株式の大量買付けが行われる場合の手続を定め、株主が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大量買付者との交渉の機会を確保することで、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するために、当社は、買収防衛策を導入しており、2016年6月29日開催の当社第122期定時株主総会において継続が承認されました(以下、継続後のプランを「本プラン」)。

本プランの概要は次のとおりです。

(1) 買付説明書及び必要情報の提出

株券等保有割合が20%以上となる当社株式の買付け等をする者(以下「買付者」)は、買付行為を開始する前に、本プランに従う旨の買付説明書、及び買付内容の検討に必要な、買付者の詳細、買付目的、買付方法その他の情報を、当社に提出するものとします。

(2) 独立委員会による情報提供の要請

下記3.に記載された独立委員会(以下「独立委員会」)は、買付者より提出された情報が不十分であると判断した場合は、買付者に対して、回答期限(最長60日)を定めて、追加的に情報を提供するように求めることがあります。また、当社取締役会に対して、回答期限(最長30日)を定めて、買付けに対する意見、代替案等の提示を求めることがあります。

(3) 独立委員会の検討期間

独立委員会は、買付者及び当社取締役会から情報を受領した後60日間の評価期間をとり、受領した情報の検討を行います。なお、独立委員会は、買付者の買付け等の内容の検討、買付者との協議・交渉、代替案の作成等に必要とされる合理的な範囲内(最長30日)で期間延長の決議を行うことがあります。

(4) 情報の開示

当社は、買付説明書が提出された事実及び買付者より提供された情報のうち独立委員会が適切と判断する事項等を、独立委員会が適切と判断する時点で株主に開示します。

(5) 独立委員会による勧告

独立委員会は、買付者が本プランに従うことなく買付け等を開始したと認められる場合、又は独立委員会における検討の結果、買付者の買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがあると判断した場合は、当社取締役会に対して、本プランの発動(新株予約権の無償割当て)を勧告します。なお、独立委員会は当該勧告にあたり、本プランの発動に関して事前に株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことがあります。

(6) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関して決議します。なお、当該決議を行った場合は、速やかに、当該決議の概要の情報開示を行います。

(7) 大量買付行為の開始

買付者は、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施を決議した後に、買付け等を開始するものとします。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役の恣意性を排するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で客観的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者の中から選任するものとし、当社社外取締役の塚田忠夫氏及び宮島司氏並びに当社社外監査役の松浦恂氏が就任しています。

4. 本プランの合理性

本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること、株主意思を重視するものとなっていること、経営陣から独立した独立委員会の判断が最大限尊重されること等の点で、合理性のあるプランとなっています。

そのため、本プランは、当社の上記基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。(http://www.dnp.co.jp/ir/pdf/info_160629bouei.pdf)

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に対して「ディスクロージャーポリシー」を公表し、透明性・公平性・継続性を基本に、関連法令及び東京証券取引所の「適時開示規則」に従い、適時適切に会社情報の開示を行うとともに、これに加えて、当社への理解を得ていただく上で必要または有用と思われる情報についても、迅速かつ積極的に、情報開示を行っています。

2. 適時開示の社内体制

(1) 情報開示委員会の設置及び情報開示規程の制定

